

南部町立小学校適正配置に関する具申書の

## 南部地区小学校の適正配置に関する 具体的方策案

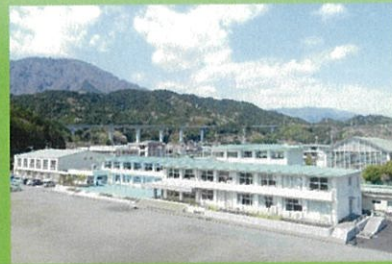
説明資料【ダイジェスト版】



睦合小学校



栄小学校



富沢小学校

南部町教育委員会では、「南部町立小学校適正配置に関する具申書」（平成28年3月）を基に、令和5年3月に「南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案」をまとめました。本資料は、小学校の適正配置に関して、町民の皆様のご理解をいただくために、具申書及び具体的方策案に沿って作成したものです。小学校の統廃合は、教育だけにとどまらず、地域の将来を考える上でも重要な課題となります。皆様にはそれぞれの立場から、南部地区小学校の適正配置について考えていただければ幸いです。

今後、南部地区にお住まいの皆様には、適正配置に係るアンケート調査を行う予定ですので、本資料をお読みいただきますようお願いいたします。

令和5年7月 南部町教育委員会

「南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案」 （本資料4ページから抜粋）

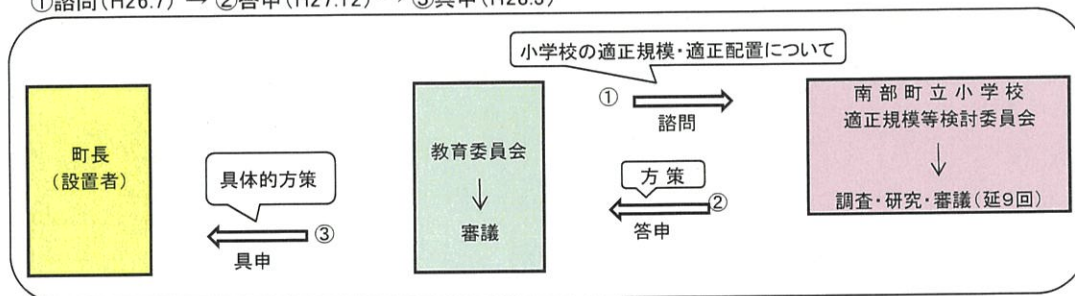
- ☆ 栄小学校は、令和5年度に複式学級を含む過小規模校となるため、睦合小学校との統廃合について、2校の保護者及びそれぞれの地域住民に十分説明し、理解を得た上で、当初の予定どおり令和8年度を目途に統合することが望ましい。統合後の校舎は、通学方法、体育館や放課後児童保育施設の整備状況を考慮し、睦合小学校を使用することが望ましい。
- ☆ 統廃合後の通学区域の在り方について、睦合小学校と栄小学校の統廃合に際しては、通学距離が増大する井出（井出八木沢を除く）・十島地区の通学区域は、富沢小学校とする。但し、令和8年度の統廃合時において、それまで栄小学校に在籍していた井出（井出八木沢を除く）・十島地区の児童は、小学校を卒業するまでは、保護者に意見を聴取し、その意見を踏まえ、就学する学校を指定することができる学校選択制とすることが望ましい。

## I 小学校適正配置の経過

### (1) 答申から具申まで

南部町教育委員会では、平成26年7月に小学校の小規模化に対し、どのように取り組むべきか南部町立小学校適正規模等検討委員会に諮問し、その答申を平成27年12月に受け、平成28年3月に具申書をまとめ町長に提出しました。

①諮問(H26.7) → ②答申(H27.12) → ③具申(H28.3)



### (2) 教育懇談会から富沢小学校開校まで

教育懇談会(説明会)から富沢小学校開校までの経過は、下記のとおりです。

年月	事項	内容
H28.7~H29.6	教育懇談会 (具申内容説明)	☆小学校保護者を対象(4回/延べ62名) ☆住民を対象(4回/延べ136名) ☆保育所幼稚園保護者を対象(4回/延べ103名) ☆住民を対象に地区巡回(17回、延べ275名)
H29.7~9	アンケート 調査	全世帯対象に理解を測るアンケート調査実施 ☆回答数1,093/回収率38.6% ☆「理解できた」「ある程度理解できた」90.6%
H29.11	適正配置報告会	アンケート調査結果等の報告説明(58名)
H29.11	適正配置議会報告	町長が、富河小、万沢小を統廃合し、新小学校を令和2年4月に開校することを報告説明
H30.2	保護者説明会	富河・万沢小学校保護者を対象に開催
H30.7~R1.12	新小学校統合準備 委員会	校名、通学方法、その他諸課題について協議 (委員16名/延べ5回開催)
H30.1~R1.12	校舎改修	使用校舎の改修設計・工事
H30.12	設置条例改正	小・中学校設置条例の一部改正案の議会提案・可決
H31.1~R2.3	閉校実行委員会	閉校記念行事の企画・実施
H31.3~R2.1	新小学校校歌制作	制作会社協議、フレーズ募集等
R2.4.1	<b>富沢小学校 開校</b>	児童数90名(旧富河小61名、旧万沢小29名)
R2.6~R3.3	校旗校章制定	校旗校章制定検討委員会で協議
R2.4~R3.3	プール改修工事	富沢小学校プール改修設計・工事

## II 本町児童数の推移

### (1) 学校別学年別児童数の推移 (令和5年5月1日調)

各表とも平成15年度～30年度は年度末児童数、令和5年度～11年度は令和5年5月現在で学区内に住む対象年齢児童数です。各小学校とも児童数の減少が進んでいます。

#### 【睦合小学校】

学年	15年度	25年度	30年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1年	28	24	22	16	11	15	9	10	9	9
2年	43	27	15	18	16	11	15	9	10	9
3年	34	20	21	16	18	16	11	15	9	10
4年	41	34	20	14	16	18	16	11	15	9
5年	41	22	23	12	14	16	18	16	11	15
6年	45	20	22	18	12	14	16	18	16	11
計	232	147	123	94	87	90	85	79	70	63

#### 【栄小学校】

学年	15年度	25年度	30年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1年	17	10	10	3	8	5	3	5	4	5
2年	18	13	11	5	3	8	5	3	5	4
3年	29	13	9	5	5	3	8	5	3	5
4年	25	14	6	11	5	5	3	8	5	3
5年	15	14	9	8	11	5	5	3	8	5
6年	22	10	11	10	8	11	5	5	3	8
計	126	74	56	42	40	37	29	29	28	30

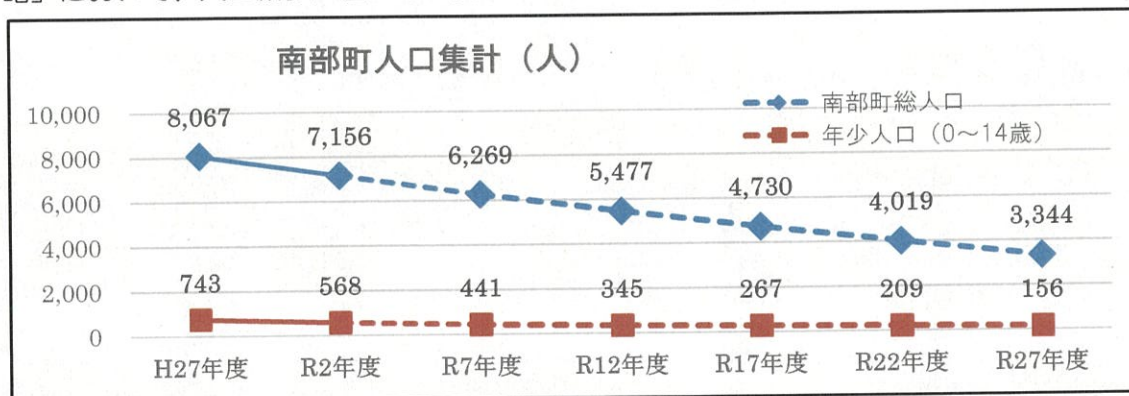
#### 【富沢小学校】

\*15年度～30年度は、旧富河小及び旧万沢小を合算した人数

学年	15年度	25年度	30年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1年	31	14	14	17	11	10	8	12	5	5
2年	30	18	17	15	17	11	10	8	12	5
3年	39	25	19	16	15	17	11	10	8	12
4年	36	18	15	10	16	15	17	11	10	8
5年	41	34	15	15	10	16	15	17	11	10
6年	45	34	14	14	15	10	16	15	17	11
計	222	143	94	87	84	79	77	73	63	51

## (2) 町人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)から公表されている推計は、次のグラフのとおりです。本町では、自然増減(出生―死亡)、社会増減(転入―転出)の両方で減少が続いています。町では、令和2年3月に改訂した「第2期南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口減少に歯止めを掛ける方針を掲げ取り組んでいます。



## III 本町の小学校の規模について

文部科学省の基準によれば、一つの学校の学級数が6~11は「小規模校」に分類されます。町内3小学校のうち、睦合・富沢小学校が、これに該当します。

栄小学校は、一つの学級の人数が少ないので本来なら複式学級となる学年があります。令和5年度の児童数で見ると、2・3学年がそれにあたります。(山梨県の規則では、隣り合う2つの学年を足して12人以下だと複式学級になります。)つまり、制度上は、栄小学校は5学級とみなされ、「過小規模校」に分類されます。(実際には、町が先生を雇って6つの学級を編成しています。)

## IV 「南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案」について

教育委員会では、児童数の減少や令和5年度に栄小学校で複式学級が発生する見込みとなったため、令和5年3月に「南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案」をまとめました。

### (1) 基本的な考え方

平成28年3月にまとめた具申書の基本的な考え方を踏襲しています。

- ① 具申書の策定に当っては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など、「生きる力」を育成することを念頭に、町の将来の発展を見据えた方策を心がけました。
- ② 集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで思考力や表現力、判断力、問題解決能力を身に付け、さらに、自ら課題を発見し主体的に学ぶ協働的な学習が可能となる教育環境(条件)を整えることに留意しました。
- ③ 平成26年10月に実施した「小学校適正規模についての意識調査」で「統合すべき」との回答が60.4%に達した結果に配慮し、住民の方々の意向に沿った方策を心がけました。

## (2) 南部地区小学校の適正配置に関する具体的方策案

今回の具体的方策案は、前回の具申書において示されていない睦合小学校と栄小学校の統廃合における、統廃合後に使用する校舎及び統廃合後の通学区域の在り方についてまとめたものです。

### 【睦合小学校・栄小学校】

栄小学校は、令和 5 年度に複式学級を含む過小規模校となるため、睦合小学校との統廃合について、2 校の保護者及びそれぞれの地域住民に十分説明し、理解を得た上で、当初の予定どおり令和 8 年度を目途に統合することが望ましい。統合後の校舎は、通学方法、体育館や放課後児童保育施設の整備状況を考慮し、睦合小学校を使用することが望ましい、としました。

### 【通学区域の見直し】

睦合小学校と栄小学校の統廃合に際して、通学距離が増大する井出(井出八木沢を除く)・十島地区の通学区域は、富沢小学校とする。但し、令和 8 年度の統廃合時において、それまで栄小学校に在籍していた井出(井出八木沢を除く)・十島地区の児童は、小学校を卒業するまでは、保護者に意見を聴取し、その意見を踏まえ、就学する学校を指定することができる学校選択制とすることが望ましい、としました。

## (3) 具体的方策案に係る検討事項・判断理由

### ① 通学方法について

通学手段としてスクールバスを想定した場合、睦合小学校の児童数や校区の広さ及び住居が分散散居していることなどから、栄小校区の児童が睦合小学校へ通学することが望ましいと考えました。

### ② 学校施設について

学校施設の比較から、睦合小学校を使用することが望ましいと考えました。

項目	睦合小学校	栄小学校
校舎建築年月	昭和 53 年 7 月	昭和 55 年 8 月
校舎面積	2,859 m <sup>2</sup>	2,687 m <sup>2</sup>
体育館建築年月	平成 18 年 12 月	平成 4 年 2 月
体育館面積	867 m <sup>2</sup>	797 m <sup>2</sup>
運動場	9,559 m <sup>2</sup>	8,070 m <sup>2</sup>
プールの有無	なし(アルカディア利用)	あり

\*睦合小学校舎は、大規模改修を実施(H16.1)

### ③ 放課後児童保育施設について

栄放課後児童保育は、アルファセンター2階のおもちゃ図書館1部屋(48.0㎡)を使用し、定員は20人です。一方、睦合放課後児童保育は、睦合ふれあいセンター(旧睦合保育所)の2部屋(91.0㎡)を利用し、定員は40人であり、加えてプレイルームや園庭で遊ぶことができるため、睦合小学校を使用することが望ましいと考えました。

### ④ 通学区域について

十島駅から、睦合小学校までは11.2km、富沢小学校までは5.0km、また井出地区から、睦合小学校までは7.2km、富沢小学校までは3.1kmであります。通学時の児童の負担や防災面を考えた場合、井出八木沢を除く井出地区・十島地区の通学区域は、富沢小学校とすることが望ましいと考えました。但し、当該地区の保護者を対象に昨年度実施した意向調査を踏まえ、令和8年度の統廃合時において、それまで栄小学校に在籍していた井出(井出八木沢を除く)・十島地区の児童は、小学校を卒業するまでは、就学する学校を指定することができる学校選択制とすることが望ましいとしました。



## V 具体的方策案の作成に関わって

### (1) 「学校と地域社会の関係」について

児童を取り巻く状況は、多様化、複雑化しています。そういった状況に学校教職員や教育行政の力だけで対応していくのではなく、保護者や地域住民の方々の思いが反映された「地域とともにある学校」をつくっていくことが大切です。

現在、町内の小中学校では学校運営協議会を設立し「コミュニティスクール」という事業に取り組んでいます。これは、保護者や地域住民が学校運営に加わり、学校と保護者、地域住民が一体となって学校運営改善や生徒の健全育成に取り組む事業です。学校と地域の間には太いパイプが築かれ、子供の成長のため、双方の交流の活発化が期待できます。

まちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、地域の方々とともに統合後の学校と地域社会の関係を考えながら、具体的方策案の内容を議論していただくことが重要だと、教育委員会は考えています。



## (2) 適正配置の効果について

富沢小学校の開校後に行った調査では、次のような意見がありました。

### ① 富沢小学校の教職員を対象に実施した調査結果（令和2年7月）

- 2校の児童が一緒になり、学校の活気が高まった。
- 人数が多くなり、様々な考えが出され、活発な話し合いができるようになった。
- 互いに良い面や頑張りに刺激され、意欲的に学習に取り組み、生活面でも頑張る姿が見られる。
- 合同授業等、昨年度から取り組みが生かされ、スムーズにスタートが出来た。

### ② 富沢小学校の児童及び保護者を対象に実施した調査結果（令和3年6月）

- 人数が増えて、行事に参加することが以前より楽しくなった。 68.9%（児童）
- 最初は不安もあったが、今は友達と仲良くなり、友達が増えたことで、学校が楽しくなった。（児童）
- 統合により児童数が増え、人間関係や活動に幅が広がり、子供たちの成長にとって良かった。（保護者）

## (3) 児童、保護者及び地域住民に配慮すべき事項

### ① 新しい学校生活に対する不安への対応

- 統廃合前に、学校間による交流会、合同行事等を計画的に実施します。
- 教育相談体制を充実し、統合前後の児童の不安を和らげ、また保護者の相談も行います。

### ② 遠距離通学児童への対応

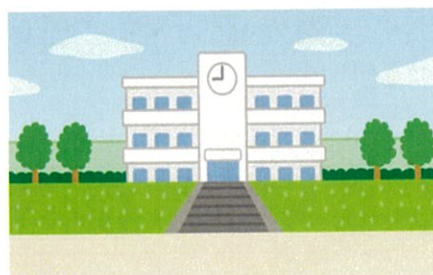
- 新たな通学路、スクールバスの運行方法について検討します。
- 通学路が決定しだい、危険箇所の点検及び整備を行います。

### ③ 放課後児童保育事業の運営

- 放課後児童保育事業の適切な運営を行います。

### ④ 空き学校の利用について

- 空き学校の利用については、教育施設に限らず、地域の防災施設・コミュニティの拠点等、町全体の課題として検討します。



## VI これから計画する事項

### (1) 適正配置の決定まで

- ・保護者、地域住民に対する説明会の実施
- ・具体的方策案に係るダイジェスト版資料の全戸配布
- ・理解度を測るアンケート調査の実施、集計、考察、公表
- ・適正配置(統廃合)の可否の決定、実施年度の決定

### (2) 適正配置の決定以降

- ・対象校の保護者説明会の実施
- ・新小学校統合準備委員会の設立
- ・校名の決定
- ・使用校舎の改修に係る設計、工事
- ・教育課程、学校組織の編成
- ・スクールバスの購入
- ・校歌の制作
- ・閉校記念式典、開校記念式典の準備
- ・校旗、校章の制作

南部町のホームページに関連資料(具申書、具体的方策案、アンケート結果、これまでの会議録等)を掲載していますのでご覧ください。

<http://www.town.nanbu.yamanashi.jp>

「トップ画面」→「暮らし」→「各課」→「学校教育課」→「南部町立小学校の適正配置について」に進んで検索してください。

この冊子に関する問い合わせ先

〒409-2398

山梨県南巨摩郡南部町内船 4473-1

南部町教育委員会 学校教育課 TEL 0556-64-4842

FAX 0556-64-3199